



報道発表資料

報道関係者各位

令和2年10月26日(月)
【照会先】
山形労働局労働基準部賃金室
賃金室長 阿部 浩志
賃金指導官 中里 康浩
電話 023 - 624 - 8224
FAX 023 - 624 - 8345

山形県特定(産業別)最低賃金引上げ —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会(会長:山上^{やまかみ} 朗^{あきら})は、10月26日(月)、地域別最低賃金(山形県は793円(10月3日発効))を上回る額で設定される4つの山形県特定(産業別)最低賃金(時間額)を、別表のとおり山形労働局長(局長:河西^{かさい} 直人^{なおと})に答申しました。

今後、答申内容の公示等の諸手続きを経て、本年12月25日(金)から効力が発生する予定です。

(別表)

特定最低賃金の件名	改正時間額(改正前)	引上げ額(引上げ率)
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業(一般産業用機械・装置等製造業)	862円(859)	3円(0.35%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電気機械器具等製造業)	846円(843)	3円(0.36%)
自動車・同附属品製造業	861円(858)	3円(0.35%)
自動車整備業(自動車分解整備の業務に従事する者に限る)	865円(862)	3円(0.35%)

(参考) 別添 特定最低賃金について